

一般社団法人 e n t 基金募集事項

一般社団法人法第 131 条及び一般社団法人 e n t 第 22 条に基づき下記の通り基金を募集します。

記

1. 基金募集の趣旨

当法人は、静岡県伊東市を主たる事業地域とし、広く一般市民を対象とし、特に障がい者等、生活上の困難を抱える方に対して、地域生活支援、就労支援、家族支援に関する事業を行い、誰もがその人らしい生活を送ることができる地域社会づくりに貢献することを目的としています。

令和6年度より、障害福祉サービス事業を開始するにあたり、事業資金を確保するため、基金の募集を実施します。

2. 募集事項

- ① 基金は一口5万円で、何口でも拠出していただくことができます。
- ② 基金には利息がつきません。
- ③ 基金の返済は、基金拠出者からの請求に応じて、定時社員総会の決議により決定します。
- ④ 返還可能額は、当法人の決算時の純資産額が基金総額を超過する額の範囲内です。全額返還とならなかった場合は、残金は基金返還請求権を繰り返すことができます。
- ⑤ 基金拠出者は、社員総会における議決権その他法人の運営に関する権限を有しません。

3. 募集期間

随時

4. 払込方法

「基金引受申込書」に必要事項を記入して当法人への申込をしたうえで、次の指定口座へお振込みください。

住信 S B I ネット	法人第一支店
普通預金口座	2 2 9 7 1 9 3
口座名義	一般社団法人 e n t 代表理事 仁科雄介
	シャ) エント

以上